

岡山県水島港利用促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、水島港国際コンテナターミナルの利用促進及び水島港国際コンテナターミナルにおける国際コンテナ貨物取扱量の増加を図るため、水島港において外貿定期コンテナ航路（以下「外貿コンテナ航路」という。）又は国際フィーダー航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対して、その実績に応じて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「荷主」とは、商法（明治32年法律第48号）の規定に基づき発行される船荷証券に記載された荷送人及び荷受人（実質的にこれらの者と同視しうると知事が認める者を含む。）をいう。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条の補助対象期間内に水島港国際コンテナターミナルにおいて外貿コンテナ航路又は国際フィーダー航路を利用して輸出入を行ったと知事が認める荷主のうち、次の各号を全て満たす者とする。

(1) 日本国内に事業所を有する者であること。

(2) 岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を申請することができない。

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制の下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の額等)

第5条 知事は、第3条の補助対象期間内に水島港（国際コンテナターミナルに限る。以下この条において同じ。）を利用して輸出入を行ったコンテナ貨物の実績に応じ、新規・転換利用及び継続利用拡大の別に、次により補助金を交付する。

(1) 新規・転換利用

新たに（補助対象期間の前年に水島港を利用していない場合を含む。）水島港を船積港として輸出又は陸揚港として輸入されたコンテナ貨物が5TEU以上（空コンテナを除く。）である、又は水島港以外の港湾（日本国内の港湾に限る。）を船積港として輸出又は陸揚港として輸入していたコンテナ貨物を5TEU以上（空コンテナを除く。）水島港に転換した荷主に対して、当該コンテナ貨物の取扱量（空コンテナを除く。）に応じて補助する。

補助金の額は、1TEUにつき10,000円とし、補助申請者1者当たり100万円を上限とする。

(2) 継続利用拡大

補助対象期間の前年に水島港を船積港として輸出又は陸揚港として輸入されたコンテナ貨物が500TEU以上（空コンテナを除く。）であり、かつ、補助対象期間中に水島港を船積港として輸出又は陸揚港として輸入されたコンテナ貨物が補助対象期間の前年と比較して50TEU以上（空コンテナを除く。）増加した荷主に対し、当該コンテナ貨物の増加量に対して補助する。

補助金の額は、1TEUにつき5,000円とし、補助申請者1者当たり50万円を上限とする。

(3) (1)及び(2)は、いずれか一つの補助金のみを交付するものとする。

2 補助金の交付予定金額の合計が予算額を超える場合、予算額を交付予定金額により按分して交付するものとし、1円未満を切り捨てるものとする。

3 1FEU（40フィートコンテナ）は、2TEUとして取り扱うものとする。

4 外貿コンテナ航路及び国際フィーダー航路のコンテナ貨物取扱量は合算するものとする。

(事業計画・交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の10月末日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画内訳書（様式第2号）

(2) 前年の船荷証券の写し（「新規利用」の場合は不要。「継続利用拡大」の場合は、前年に500TEU以上取扱があることが分かるもの。）

(3) 岡山県税（延滞金等を含む。）の滞納がないことを示す納税証明書

(4) 第4条第2項に該当しない旨の誓約書

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて同項に規定する申請書の受付を中断し、又は提出の期限を繰り上げる、若しくは延長することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 申請者は、前条の規定に基づく補助金交付申請書等の提出については、電子情報処理組織を使用する方法（岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年岡山県条例第8号）第3条第1項の規定によるものをいう。）により行うことができる。

(交付決定及び通知)

第8条 知事は、第6条又は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査にあつては、申請者に対し説明を求め、又は職員を申請者の事務所等に立ち入らせて、帳簿書類等の調査をすることができるものとする。

(変更承認申請)

第9条 申請者は、補助対象事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第10条ただし書の知事が別に定める軽易な変更は、補助金交付決定額の20パーセント以内の減額とする。
- 3 知事は、第1項の変更承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その申請を認めたときは、変更承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の中止又は辞退)

第10条 申請者は、第5条第1項に定める補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合、又は申請者の都合により補助金の交付を辞退する場合には、速やかに事業中止承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による事業中止承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その申請を認めたときは、事業中止承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の 1 月末日までに知事に提出しなければならない。

（１）事業実績内訳書（様式第 9 号）

（２）船荷証券の写し

2 知事は、前項の規定により提出された書類に関して、申請者、船舶代理店等に対して調査及びヒアリングをすることができる。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、遅滞なく審査を行い、助成事業の成果が助成金交付の条件に適合していると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金確定通知書（様式第 10 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 13 条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式 11 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 知事は、第 10 条の規定により交付の中止又は辞退の申請があった場合、若しくは申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）実績報告書の提出がなかったとき。

（２）提出書類に虚偽の記載があったとき。

（３）不正行為があると認められたとき。

（４）この交付要綱に違反する行為があったとき。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に申請者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めて、交付した金額の全部又

は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び返還金)

第 16 条 申請者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額につき、年 8.65%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てられたものとする。

3 申請者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 8.65%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第 1 項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。